

## 被扶養者認定関係 Q&A

### Q1 家族が無職なのですが 被扶養者として健保に加入できますか？

- A. 被保険者に主として生計を依存し、その家族の収入(原則として給与、年金、失業手当など全ての収入)が**基準額未満の場合、被扶養者となることができます。**
- 但し、配偶者・子以外の家族については、他の扶養義務者の援助状況も含め被保険者が主に生計維持をせざるを得ない状況か否か審査させていただきます。
- また、通常、労働能力があり自ら収入を得ることができると判断される16歳以上の場合は、**非課税証明書などで「収入がないため扶養基準に該当すること」**を確認させていただきます(学生は学生証にて確認)。

### Q2 配偶者がパート勤務を始めましたが 被扶養者の資格を継続できますか？

- A. パート勤務の方が被扶養者の資格を有するには、次の要件を満たす必要があります。

#### ①収入基準

[60歳未満]

年額130万円未満。(月額 108,334 円未満(日額 3,612 円未満)が目安)

[60歳以上(及び障害年金受給者)]

年額180万円未満。(月額 150,000 円未満(日額 5,000 円未満)が目安)

[全年齢] 被保険者年収の2分の1未満

※1. 収入は被扶養者の状況に応じて、**月額や日額でも判断することもあります。**

※2. 通勤手当など、**所得税の課税・非課税を問わず全て収入とみなします。**

※3. 年金受給者は年金も合算します。

#### ②勤務時間など基準

勤務先が健康保険の適用事業所である場合、法令に基づき「勤務先の被保険者となる」ことができるため、その対象とならない勤務(または契約)・収入であること

※「**Q10**」も併せて参照ください。

### Q3 仕事を辞め、失業給付を受給するつもりですが被扶養者になれますか？

- A. 失業給付を受給している期間は、原則、被扶養者にはなれませんが、待機・給付制限期間中は、実際に給付を受けていないことから被扶養者になることができます。  
また、受給することとなった場合であっても、基本手当日額が3,612円(60歳以上は同5,000円)未満の場合は、受給期間中も被扶養者であることができます。

### Q4 夫婦共に被保険者の場合子供の扶養はどうなりますか？

- A. 子の員数に係らず、原則「扶養の優先義務者(年間収入の多い方)」の被扶養者となります。従って、扶養申請時(および毎年の現況確認時)にはご両人の収入を確認させていただくこととなります。

### Q5 被扶養者が就職した場合、何か手続きは必要ですか？

- A. 資格喪失の手続きが必要になります。  
勤務先事業所または当健保組合ホームページより「被扶養者(異動)届」を入手し、必要書類(被扶養者の新しい被保険者証の写し・現在の被保険者証など)を添付のうえ、事業主を経由して当健保組合に提出してください。

### Q6 被扶養者が就職しましたが届出が遅れ、就職後も池友会の健康保険被保険者証を使用(医療機関の受診など)してしまいました。この様な場合はどうなりますか？

- A. 入社日から被扶養者としての資格を喪失しますので、資格喪失日から当健保組合の被保険者証で療養を受けることはできません。  
従って、当健保組合で医療費などの立替払いが発生している場合は、当健保組合へ返金していただくこととなります。

## Q7 被扶養者の届出日と扶養認定日はどうなりますか？

A. 健康保険法施行規則では、被扶養者の届出は扶養事由発生から5日以内と定められています。

しかしながら、事情によっては当該期限までの届出は困難なことも認識しており、次の区分で認定作業を行っています。

以下、『A. 認定を求める日』・『B. 当健保組合到着(受付)日』

- ① Aから起算してBが1ヶ月以内の場合・・・A
- ② Aから起算してBが1ヶ月を超えた場合・・・B

※但し「遅延理由書」を併せて提出した場合に限りAとすることがあります。

なお、「当該人の責によるものが大きい」と判断される場合などは、その理由に係らず救済できない場合もあります。

## Q8 別居している被扶養者への援助(生活費など)は手渡しでしています。この方法で良いのでしょうか？

A. 被扶養者の認定は対象者が被保険者によって主として生計が維持されていることが必要であり、別居の場合はその事実を客観的に確認することが課せられています。

従って、別居者への援助は「①送金者」、「②受領者(対象被扶養者)」、「③送金頻度」並びに「④送金額」を当健保組合が確認できることが必要であり、手渡しは認められません。

※扶養認定申請時(初回)に限り、条件つきで所定様式「申立書」の提出によりみなし認定できる場合もあります。但し、「以後、6ヶ月間の送金証明(上記①～④を満たすもの)及び「以後の現況調査では手渡しは認められない」ことが条件になります。

※「Q9」も併せて参照ください。

## Q9 なぜ、被扶養者認定にあたって毎年資格確認をするのですか？ また、各種書類の提出も求める権限はあるのですか？

A. ①資格確認(再確認)

健康保険法施行規則第50条に規定されており、併せて厚生労働省発通知によって指導されていることから、毎年の現況調査を行っています

## ②各種書類の提出(調査権)

各種書類の提出については、健康保険法第192条第2項に基づき提出をお願いいたします。また、健康保険法施行規則第50条では、「確認に**必要な書類の提出**を求められたときには、**被保険者は事業主を通じて提出しなければならない**」ともされております。お手順をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

※池友会健康保険組合は組合員の皆さんの保険料で運営されています。適正な資格認定に基づく運用を行うための調査です。重ねてご理解とご協力お願いいたします。

## Q10 被扶養者の「収入」とは どのようなものが含まれますか？

A. 「収入」とは、生活費に充てられるすべての収入をいいます。

具体的には、失業給付金や年金(公的年金、企業年金、恩給)、勤労収入、利子・配当収入、副業収入(原稿料・講演料など)、出産手当金、傷病手当金、不動産賃貸料収入、事業収入、農業収入生活保護費など。

大まかな判断基準は概ね、『**自営収入など／年額**』『**勤労収入など／月額**』『**失業給付、各種手当金／日額**』となり、**場合によっては遡及して除外(取消)**となりますので、各自ご注意ください。

また、健保扶養認定上では**年収に「どこから？」という区切りはなく、●月～1年間で年収**となります。(1月～12月・8月～7月など)

元来定義としては「**今後向こう1年間の収入が130万円を超える見込みである場合は不認定**」とされており、当健保組合では『**月額 108,334 円超**』となる月がある場合は**年収の確認をさせていただくこと**としています。(源泉徴収票の提出など)

※複数の収入がある場合などは、上記の判断基準と異なってくる場合もあります。

ご不明な点は、事前にお問い合わせください。